

酒税の基礎知識

1 酒税の特色

酒類には、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）により酒税が課されます。

酒税は、酒類を製造場（工場）から移出（出荷）したとき又は輸入したとき（保税地域から引き取ったとき）に課税されます。したがって、酒税の納税義務者は、酒類を製造場から移出する者又は酒類を輸入する者です。

酒税を円滑に確保する方法として、免許制度が採られています。免許制度は、製造免許と販売業免許があります。

酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類の 4 つの種類に分類されており、それぞれの種類ごとに従量税が課されます。

（注） 「酒類」とは、アルコール分 1 度以上の飲料のことです。

2 酒類の分類

酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類の 4 つの種類に分類されているほか、中分類として 17 の品目に分けられています。

（種 類）	（品 目）
発泡性酒類	ビール、発泡酒（2 品目）
醸造酒類	清酒、果実酒、その他の醸造酒（3 品目）
蒸留酒類	連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ（6 品目）
混成酒類	合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒（6 品目）

3 酒類の定義

酒類の品目は 17 に区分され、その原料や製造方法によって、次のとおり定義されています。

- ① 清酒・・・米、米こうじ、水等を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分が 22 度未満のものに限られます）
- ② 合成清酒・・・アルコール等とぶどう糖等を原料としたもので、その性状が清酒に類似するもの（アルコール分が 16 度未満でエキス分が 5 度以上のものに限られます）
- ③ 連続式蒸留焼酎・・・アルコール含有物を連続式蒸留器で蒸留したもの（アルコール分が 36 度未満のものに限られます）
- ④ 単式蒸留焼酎・・・アルコール含有物を単式蒸留器で蒸留したもの（アルコール分が 45 度未満のものに限られます）

- ⑤ みりん・・・・・・・・米、米こうじに焼酎等を加えてこしたもの（アルコール分が15度未満でエキス分が40度以上のものに限られます）
- ⑥ ビール・・・・・・・・麦芽、ホップ、水等を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のものに限られます）
- ⑦ 果実酒・・・・・・・・果実等を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のものに限られます）
- ⑧ 甘味果実酒・・・・・・・・果実酒に糖類やブランデー等を加えたもの（果実酒に該当しないもの）、果実酒に植物の成分を浸出させたもの
- ⑨ ウイスキー・・・・・・・・発芽させた穀類、水を原料とし、これらを糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
- ⑩ ブランデー・・・・・・・・果実、水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
- ⑪ 原料用アルコール・アルコール含有物を連続式蒸留器又は単式蒸留器で蒸留した酒類でアルコール分が45度を超えるもの
- ⑫ 発泡酒・・・・・・・・麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のものに限られます）
- ⑬ その他の醸造酒・・穀類又は糖類等を原料にして発酵させたもの（アルコール分が20度未満のものに限られます）
- ⑭ スピリッツ・・・・・・・・①から⑬に該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの
- ⑮ リキュール・・・・・・・・酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの
- ⑯ 粉末酒・・・・・・・・粉末状のもので溶解すればアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの
- ⑰ 雑酒・・・・・・・・①から⑯に該当しない酒類

(注) 「エキス分」とは、温度15度のときにおいて、酒類100㎤中に含有する不揮発成分のグラム数のことです。

4 免許

酒類等（酒類、酒母、もろみ）を製造しようとする者は、製造場ごとに所轄税務署長から製造免許を受けなければなりません。

また、酒類の販売業（販売業、代理業、媒介業）をしようとする者は、販売場ごとに所轄税務署長から販売業免許を受けなければなりません。

免許というのは、一般に禁止している行為を特定の者に対して解除する行政行為です。

(1) 免許の種類

① 製造免許

酒類の製造免許・・・・酒類の製造を行うことができる免許です（品目ごとに免

許を受ける必要があります)。

酒母の製造免許・・・酒母の製造を行うことができる免許です。

もろみの製造免許・・・もろみの製造を行うことができる免許です。

(注) 1 「酒母(しゅぼ)」とは、酵母の働きにより含糖質物を発酵させることができるものです(アルコール分の有無は関係ありません)。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、製造工程中のもので(アルコール分の有無は関係ありません)。

② 販売業免許

酒類の販売業免許・・・酒類の販売業を行うことができる免許です。

販売の代理業免許・・・酒類販売の代理業を行うことができる免許です。

販売の媒介業免許・・・酒類販売の媒介業を行うことができる免許です。

(注) 酒場、料理店、旅館その他酒類を専ら自己の営業場において飲用させることを業とする場合は、酒類の販売業免許を要しないこととされています。こうした接客業者についても、本来的には酒類の販売業者に該当しますが、①実態として消費者に近い立場にあること、②取締上、接客業者に酒類を販売する者を免許の対象とすることで、酒税の保全といった免許の目的を達することができることから、酒類の販売業免許を要しないこととされています。

(2) 酒類販売業免許の効力

① 人に関する効力

免許の効力は、免許を受けた者のみに生じます。このため、免許者の死亡、法人の合併・清算終了によって効力はなくなります。

② 場所に関する効力

免許の効力は、免許を受けた場所に限って生じます。このため、免許を受けた場所以外の場所で販売業をしようとする場合は、効力は及びません(新たな免許が必要となります)。

③ 物に関する効力

免許の効力は、販売業、代理業、媒介業ごとに生じます。このため、業態が変る場合には、新たな免許が必要となります。

④ 時に関する効力

免許の効力は、免許の通知書が到達した時から効力が生じ、免許の消滅時に効力がなくなります。

(3) 免許の要件

次のいずれかに該当する場合は、税務署長から免許を受けることができません。

① 人的要件

申請者が、法律違反など遵法精神に欠ける事実がある場合、酒類販売業者とし

ての経験がないなど経営力が乏しいと認められる場合

② 経営基礎要件

申請者が、資力不十分、設備不十分、経済的信用の薄弱など経営の基盤に欠陥があると認められる場合

③ 場所的要件

申請場所が、酒場、料理店等と同一の場所であるなど取締上不適当な場所にあると認められる場合

④ 需給調整要件

新たに免許を与えた場合、酒類の需給の均衡を破り販売業者の経営の基盤を危うくする結果、酒税の保全に支障を来すことになると認められる場合

(4) 酒類の販売業免許の区分

販売しようとする酒類の範囲や販売形態によって、次の区分が設けられています。

① 酒類小売業免許

一般酒類小売業免許・・・全ての品目の酒類を小売できる免許。ただし、通信販売を行うことはできません。

通信販売小売免許・・・2都道府県以上の消費者に対して通信販売の方法によって酒類を小売できる免許。

特殊酒類小売免許・・・自社の役員及び従業員に対する小売など特別の必要に応ずるための免許。

② 酒類卸売業免許

全酒類卸売業免許・・・全ての品目の酒類を卸売できる免許。

ビール卸売業免許・・・ビールを卸売できる免許。

洋酒卸売業免許・・・洋酒（果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒）を卸売できる免許。

輸出入酒類卸売業免許・・・輸出又は輸入された酒類を卸売できる免許。

特殊酒類卸売業免許・・・製造者の本支店の卸売業務など特別の必要に応ずるための免許。

(5) 罰 則

① 製造関係

製造免許を受けないで、酒類、酒母又はもろみを製造した者は、10年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。また、犯罪に係る酒類、酒母、もろみ、原料、器具等は没収となります。

② 販売関係

販売業免許を受けないで、酒類を販売した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。また、犯罪に係る酒類、器具等は没収となります。

(注) 国税法令等の規定により罰金刑に処せられたり、国税犯則取締法に規定する通告処分を受けると、免許取消の対象となります。

5 課税標準、税率

(1) 課税標準

課税標準とは、税額を計算する場合の基礎となるものです。酒税の課税標準は、①国産の酒類については、酒類製造場から移出した酒類の数量であり、②輸入された酒類については、保税地域から引き取った酒類の数量です。

(注) 粉末酒の課税標準だけは、重量となります。

(2) 税率

① 基本税率

発泡性酒類 220,000 円/k1

醸造酒類 140,000 円/k1

蒸留酒類 200,000 円/k1 (アルコール分 21 度未満のもの) アルコール分が 20 度を超える 1 度ごとに 10,000 円/k1 が加算されます。

混成酒類 200,000 円/k1 (アルコール分 21 度未満のもの) アルコール分が 20 度を超える 1 度ごとに 11,000 円/k1 が加算されます。

② 特別税率

産業政策や税率改正による激変緩和のために特別税率が設けられています。

ア 発泡性酒類のうち、次のもの (品目)。

- ・発泡酒 (アルコール分が 10 度未満で麦芽比率が 25%以上 50%未満のもの) →178,125 円/k1
- ・発泡酒 (アルコール分が 10 度未満で麦芽比率が 25%未満のもの) →134,250 円/k1
- ・その他の発泡性酒類のうち、ホップまたは苦味料を原料としたもの→80,000 円/k1

イ 醸造酒類のうち、次のもの (品目)。

- ・清酒→120,000 円/k1
- ・果実酒→80,000 円/k1

ウ 蒸留酒のうち、次のもの (品目)。

- ・ウイスキー、ブランデー及びスピリッツで、アルコール分が 37 度未満のもの →370,000 円/k1

エ 混成酒のうち、次のもの (品目)。

- ・合成清酒→100,000 円/k1
- ・みりん及び雑酒 (みりに類似するものに限る) →20,000 円/k1
- ・甘味果実酒及びリキュール→120,000 円/k1 (アルコール分 13 度未満のもの)

アルコール分が 12 度を超える 1 度ごとに 10,000 円/k1 が加算されます。

- ・粉末酒→390,000 円/k1

③ 租税特別措置法による税率の特例

ア 清酒等の酒税率の特例

清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒または発泡酒の製造者で、前年度の移出数量が 1,300k1 以下である者が、移出する 200k1 までの酒税額は、通常の税額算定をした金額に次の割合を乗じた金額となります。

- ・清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒→80%（平成 23 年度及び平成 24 年度）
- ・合成清酒、発泡酒（麦芽比率が 50%未満でアルコール分が 10 度未満のものに限る）→85%（平成 23 年度）、80%（平成 24 年度）

イ ビールの酒税率の特例

小規模のビール製造者（前年度の移出数量が 1,300k1 以下であるビール製造者）が、移出する 200k1 までの酒税額は、通常の税額算定をした金額に 85%の割合を乗じた金額となります。

ウ 低アルコール分の蒸留酒類等の酒税率の特例

アルコール分が 13 度未満の発泡性を有しない蒸留酒類及びリキュール（アルコール分が 12 度未満のものに限る）の酒税率は、次のとおりとなります。

- ・アルコール分が 9 度未満のもの→80,000 円/k1
- ・アルコール分が 9 度以上 13 度未満のもの→アルコール分が 8 度を超える 1 度ごとに 10,000 円/k1 が加算されます。

6 酒税の申告と納付

(1) 移出酒類（原則）

製造場から移出する酒類は、翌月末日までに申告をし、翌々月末日までに納付しなければなりません。

(2) 引取酒類（原則）

保税地域から引取る酒類は、翌月末日までに税関長に対して申告と納付をしなければなりません。

7 みなし製造の適用除外

酒類に水以外の物品を混和した場合、混和後のものが酒類であるときには、新たに酒類を製造したものとみなされます。したがって、こうした行為を行う場合には、酒類製造免許が必要になります。しかし、酒類に水以外の物品を混和し、混和後のものが酒類であっても、次の場合（酒類販売業に関連するものだけを掲げています）には、みなし製造（新たな酒類の製造）とはなりません。

- (1) 酒場、料理店、旅館その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が、その営業場において、消費者の求めに応じて、消費の直前に酒類に水以外の物品を混和する場合

(注) この規定では、「消費者の求めに応じて、消費の直前に酒類に水以外の物品を混和する場合」とされていますので、いわゆる接客業者が混和した酒類を造り置きをすることはできません。しかし、租税特別措置法によって、次の場合に限り、緩和措置が採られています。

- ① 自己の営業場で混和し、飲用に供すること
- ② 使用できる酒類はアルコール分が 20 度以上の酒税が課された蒸留酒類であること
- ③ 混和できる物品は、次の物品以外であること
 - ・酒類
 - ・米、麦、あわ、ともろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん又はこれらのこうじ
 - ・ぶどう
 - ・アミノ酸（塩類を含む）、ビタミン類、核酸分解物（塩類を含む）、有機酸（塩類を含む）、無機塩類、色素、香料又は酒類のかす
- ④ 混和できる蒸留酒類の数量が 1 年度 1 kl 以内であること
- ⑤ 所轄税務署長に開始申告書を提出し、必要事項を記帳すること

- (2) 消費者が、自ら消費するために酒類に水以外の物品を混和する場合で、次の要件に合致するとき

- ① 使用できる酒類はアルコール分が 20 度以上の酒税が課された酒類であること
- ② 混和できる物品は、次の物品以外であること
 - ・酒類
 - ・米、麦、あわ、ともろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん又はこれらのこうじ
 - ・ぶどう
 - ・アミノ酸（塩類を含む）、ビタミン類、核酸分解物（塩類を含む）、有機酸（塩類を含む）、無機塩類、色素、香料又は酒類のかす
- ③ アルコール分 1 度以上の発酵をしないこと

(注) 「消費者が、自ら消費するため」のものですから、混和後の酒類を販売することはできません。違反すると、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

8 酒類販売業者の記帳義務

酒類販売業者は、次の事項を記帳する義務を負っています。

① 受け入れた酒類の区分及び種別ごとに、数量、価格、受入年月日及び買入先

② 払い出した酒類の区分及び種別ごとに、数量、価格、払出年月日及び払出先

(注) 小売業の場合は、払出先に関する事項の記載を省略することができます。また、次の事項を遵守する場合には、3か月を超えない期間中の合計数量での一括記帳が認められます。

1 ①の受け入れた酒類の記帳を行なうか、必要伝票を5年以上保管する。

2 3か月を超えない月の月末で、現品の棚卸を行なう。

9 酒類容器等の表示

酒類の容器や包装には、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）に規定するところにより、品目、容量、アルコール分等所定の事項を表示しなければならないこととされています。

また、財務大臣によって、酒類の製法や品質等に関する基準が設けられています。

(1) 酒類製造者の表示義務

酒類製造者は、製造場から移出する時まで、酒類の容器や包装の見やすいところに、次の事項を表示しなければならないこととされています。

① 氏名又は名称

② 製造場の所在地

(注) 財務大臣に届けることによって「記号」で表示することができます。

③ 容器の容量（粉末酒は重量）

④ 酒類の品目

(注) 品目に代えて、次の例外表示が認められています。

- ・ 清酒→日本酒
- ・ 連続式蒸留焼酎→しょうちゅう甲類、ホワイトリカー①
- ・ 単式蒸留焼酎→しょうちゅう乙類、ホワイトリカー②、本格焼酎、泡盛
- ・ みりん→本みりん
- ・ 甘味果実酒→薬用甘味果実酒、薬剤甘味果実酒
- ・ ウイスキー→水割ウイスキー
- ・ ブランデー→水割ブランデー
- ・ リキュール→薬味酒、薬用酒、白酒
- ・ その他の醸造酒→濁酒

⑤ アルコール分（粉末酒以外）

⑥ 税率の適用区分（発泡酒、その他の発泡性酒類、雑酒について必要）

(注) ・発泡酒→麦芽使用比率を表示する。

- ・その他の発泡性酒類→80,000円/k1の特別税率が適用されるものは「①」、それ以外のものは「②」と表示する。

- ・雑酒→みりんに類似するもので 20,000 円/k1 の特別税率が適用されるものは「①」、それ以外のは「②」と表示する。

⑦ 発泡性を有すること（その他の発泡性酒類）

(2) 酒類販売業者の表示義務

保税地域から酒類を引取る酒類販売業者は、引取りの時までに、(1)の酒類製造者の表示義務に準じて、品目、容量、アルコール分等所定の事項を表示しなければならないこととされています。

(3) 酒類の表示基準

財務大臣によって、次の酒類の表示基準が設けられています。

① 清酒の製法品質基準

ア 特定名称の表示

原料や精米歩合の差異によって、次の8つに分類されています。

- ・吟醸酒→白米、米こうじ、醸造アルコールを原料とし、精米歩合 60%以下
- ・大吟醸酒→白米、米こうじ、醸造アルコールを原料とし、精米歩合 50%以下
- ・純米酒→白米、米こうじを原料
- ・純米吟醸酒→白米、米こうじを原料とし、精米歩合 60%以下
- ・純米大吟醸酒→白米、米こうじを原料とし、精米歩合 50%以下
- ・特別純米酒→白米、米こうじを原料とし、精米歩合 60%以下又は特別な方法で製造
- ・本醸造酒→白米、米こうじ、醸造アルコールを原料とし、精米歩合 70%以下
- ・特別本醸造酒→白米、米こうじ、醸造アルコールを原料とし、精米歩合 60%以下又は特別な方法で製造

イ 必要記載事項

- ・原材料名
- ・製造時期→製造年月
- ・保存又は飲用上の注意事項→加熱処理をしない清酒については、保存や飲用上の注意事項を記載します。
- ・原産国→輸入清酒について記載します。
- ・外国産清酒を使用したことの表示→原産国及び使用割合を記載します。

ウ 任意の記載事項

- ・原料米の品種
- ・清酒の産地
- ・貯蔵年数

- ・ 原酒であること
- ・ 生酒であること
- ・ 生貯蔵酒であること
- ・ 生一本（きいっぽん）であること
- ・ 樽酒であること
- ・ 極上、優良、高級等品質表示（客観的に説明できることが要件です）
- ・ 受賞の内容（公的機関のものであることが要件です）

エ 表示禁止事項

- ・ 最高、第一、代表など清酒業界において最上級であることを意味する用語
- ・ 官公庁御用達又はこれに類似する用語
- ・ 特定名称酒以外の清酒に用いる、特定名称に類似する用語

② 未成年者の飲酒防止に関する表示基準

ア 酒類の容器等の表示

「未成年者の飲酒は、法律で禁止されている」旨を表示することとされています。

イ 酒類の陳列場所の表示

小売販売場にあつては、「酒類の陳列場所である」「酒類の売場である」こと、「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」ことを表示することとされています。

ウ 酒類の自動販売機の表示

「未成年者の飲酒は、法律で禁止されている」旨、免許者の氏名・名称、酒類販売管理者の氏名、連絡先の所在地・電話番号、販売停止時間を表示することとされています。

エ 酒類の通信販売の場合の表示

カタログ、購入申込書、納品書などに、「未成年者の飲酒は、法律で禁止されている」「未成年者には酒類を販売しない」旨を表示することとされています。

③ 地理的表示に関する表示基準

保護されている地理的表示は、次のとおりです。

ア 世界貿易機関加盟国のぶどう酒や蒸留酒の産地表示

イ わが国のぶどう酒、蒸留酒、清酒の産地のうち、次のもの

- ・ 清酒→白山
- ・ 単式蒸留焼酎→壱岐、球磨、琉球、薩摩

④ 有機等の表示基準

酒類の有機等の表示は、次のことが定められています。

ア 有機農畜産物加工酒類の表示

一定の基準を満たす酒類に、有機又はオーガニックの表示をすることができます。

イ 有機農畜産物等を原材料にした酒類の表示

ア以外の酒類で、有機農畜産物等を原材料にした酒類で、一定の要件を満たすものは、有機農畜産物等の使用表示を行なうことができます。

ウ 遺伝子組み換えの表示

組み換え DNA 技術を用いて生産された大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜については、遺伝子組み換えの表示が必要とされています。